

飯塚市市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月31日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第28号

飯塚市市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

飯塚市市民交流プラザ条例施行規則(平成29年飯塚市規則第37号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(遵守事項の解除)</p> <p><u>第2条</u> 条例第8条第2号ただし書及び同条第3号ただし書に規定する市長が必要であると認める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(附属設備等の利用等)</p> <p><u>第3条</u> 条例第9条に規定する施設内の附属設備の利用又は附属設備以外の機器等の持込みの承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市民交流プラザに備え置く受付簿に必要事項を記入しなければならない。この場合において、申請者は、当該受付簿への必要事項の記入をもって市長の承認を受けたものと</p>	<p>(臨時の休館)</p> <p><u>第2条</u> 条例第4条第1項ただし書に規定する市長が特に必要があると認める休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>施設の管理上、やむを得ず臨時に休館することが必要な日</u></p> <p>(2) <u>吉原町再開発ビル(あいタウン)が休館となる日</u></p> <p>(3) <u>その他必要があると認める日</u></p> <p>(遵守事項の解除)</p> <p><u>第3条</u> 条例第7条第2号ただし書及び同条第3号ただし書に規定する市長が必要であると認める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(附属設備等の利用等)</p> <p><u>第4条</u> 条例第8条に規定する施設内の附属設備の利用又は附属設備以外の機器等の持込みの承認に係る申請は、別記様式により行うものとする。</p>

みなす。

2 (略)

(補則)

第4条 (略)

別表(第2条関係)

附属設備の利用の種別	規格	金額
湿式印刷機による印刷(単色刷り)	原紙( <u>日本産業規格A列3番</u> まで)	(略)
	印刷( <u>日本産業規格A列3番</u> まで)	(略)
乾式複写機による複	<u>日本産業規格A列3番</u> まで	(略)

2 (略)

(損害賠償の方法等)

第5条 条例第10条に規定する損害賠償の方法等は、次の各号の種類ごとに当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 書籍その他の資料 原則として、現品による賠償とする。

ただし、廃刊となっている書籍及び映像資料は、金銭による賠償とする。

(2) 施設設備 代替品の購入費用又は原状回復に要する経費を上限として、金銭による賠償とする。

(補則)

第6条 (略)

別表(第4条関係)

附属設備の利用の種別	規格	金額
湿式印刷機による印刷(単色刷り)	原紙( <u>日本工業規格A列3番</u> まで)	(略)
	印刷( <u>日本工業規格A列3番</u> まで)	(略)
乾式複写機による複	<u>日本工業規格A列3番</u> まで	(略)

写(カラー)		
乾式複写機による複写(単色刷り)	日本産業規格A列3番まで	(略)
電子計算機用プリンターによる印刷(単色刷り)	日本産業規格A列3番まで	(略)

備考

1～3 (略)

写(カラー)		
乾式複写機による複写(単色刷り)	日本工業規格A列3番まで	(略)
電子計算機用プリンターによる印刷(単色刷り)	日本工業規格A列3番まで	(略)

備考

1～3 (略)

別記様式(第4条関係)

(略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。